

2020（令和2）年度 東北大学法科大学院入学試験
一般選抜（後期）・学部3年次生特別選抜（既修）
試験科目：民事法（民事訴訟法）

問題

以下の1～3の小問につき、答えなさい。

- 1 「既判力は相対効を有する」という言説の意味を説明しなさい。
- 2 甲地の所有者Xは、材木商Yに対して甲地を材木置き場として賃貸していたが（地代月額10万円）、賃貸借期間が終了したため、Yを相手取り、所有権に基づく土地明渡請求訴訟を提起し、Xの主張が全面的に認められ、全部認容判決を得た。これに対してYからの控訴はなく、当該判決は確定した。判決確定後、Yは、甲地上の材木は引き払ったうえで、材木商仲間のZに甲地の占有を移転した。そこで、Xは、Zを相手取り、所有権に基づく土地明渡請求訴訟を提起したが、Zは、X・Y間の訴訟が係属していたときに、X・Y間に売買契約が成立していたとして、Xが所有者であることを争い、否認している。裁判所は、どのような審理・判断をすべきか、理由を付して答えなさい。
- 3 甲地の所有者Xは、材木商Yが無断で甲地を材木置き場として利用しているとして、Yを相手取り、所有権に基づく土地明渡請求訴訟を提起した。Yは、甲地の所有者はXではなくYであるとして、Xが所有者であることを争い、否認している。その後、当該訴訟係属中に、Yは、材木商仲間のZに甲地を売り渡す契約を締結し、甲地から自己の商店の材木を引き払い、代わりにZの商店の材木が甲地上に置かれるようになった。このとき、Xは、どのような訴訟上の手段をとるべきか、理由を付して答えなさい。